

第18号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 名称及び数量 塵芥車（2t、圧縮型） 3台
- 2 購入金額 金39,501,000円
- 3 購入先 亀岡市保津町式番39番地の1
株式会社カークリニック・セキモト
代表取締役 安川史朗
- 4 購入方法 指名競争入札

財産の取得について

- 1 名称及び数量 塵芥車（2t、圧縮型） 3台
- 2 購入金額 金39,501,000円
- 3 購入先 亀岡市保津町式番39番地の1
株式会社カークリニック・セキモト
代表取締役 安川史朗
- 4 購入方法 指名競争入札
- 5 契約概要 塘芥車の更新計画に基づき塵芥車（2t、圧縮型）を3台購入する。